# 日赤新労

昭和56年
10月5日
発行
第93号

発行所
日本赤十字新労働組合連合会
（日赤新労）
東京都港区虎の門3-24-7
（庚申ビル）
TEL 03-432-1089
発行責任者
星野　馨


**綱　領**

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

# 56年度ベアが妥結

## 4月1日実施に

秋の訪ずれを感じさせる晴天に恵まれた九月十三、十四日の両日に渡り、初秋の陽ざし振りそそぐ三河湾国定公園の中心地、蒲郡市は「蒲郡荘」において、五十六年度第二回中央委員会が全国各地からの中央委員、単組代表者、オブザーバー、そして本部役員参加のもとに盛大に開催された。第一日目はまず午前十時三十分より、調査部により調査委員及び賃金委員が招集され、初任給基準についての打合せが行なわれた後、午後一時三十分より三時まで、支部、病院、血液センター各部会が開催された（血液センター部会については、前日午後一時三〇分より五時にかけても、独自に行なわれ活発な意見が交された）。更に同日午後三時より五時にわたり、毎回第二回中央委員会時に併用されている幹部研修会が、前年に引続いて講師に愛知女子短大の実野教授を迎え、組合として身近かな問題（別掲）をテーマとして二時間開講され、熱心に聞き入った。第二日目は午前八時三〇分より審議が行なわれ、十一時三十分閉会した。

## 第2回 中央委員会開く

## 幹部研修会も併開

1455年9月13～14日（蒲郡市）

東2回中央委員会風景

### □第一日目□

午前十時三〇分より正午まで、調査部賃金委員会が開かれ、現在不統一である「日赤初任給基準」の設定に向けて取り組むことを全員一致で決定された。

—各部会開催—

午後一時三十分より三時まで支部、病院、血液センターの各部会が開かれ、それぞれの抱える諸問題について熱心な討議が交された。概要については次の通り。

**○支部部会**

❶支部において、特にその傾向の強い天下り人事については、原則的に全面廃止に向けて粘り強い運動を実施する。

❷支部組合員として自覚をもち、組合意識の向上に努める。

**○病院部会**

❶日赤職員給与要綱一部改正について

別表第六の一般職□D等級の表現中「家政婦職員」とあるを「調理師」と改める。同じくB、C等級中の表現についても「調理師」と改めるよう要望する。またE等級中、労務作業員（雑役夫、消毒婦、洗濯婦、炊事婦等）の炊事婦を（ ）内より削除し別に記載する。

❷重症患者の看護婦要員充足

種々論議されたが、例えば看護助手、専任教員等が人数に含まれているため、人数面ではそろってはいるが、実際の人数でないので、現場での不足は免かれないので、厚生省で定められた「基準看護」法制度の改正が必要。

❸国外出張について

一部施設においては実施されている（全職員対象）。従って未実施の施設についても今後要求してゆく……。

**○血液センター部会**

アンケート結果をもとに意見の交換を行ったが、主なるものは次の通り。

❶祝・祭日の採血もある程度やむを得ないが、必要以上は控える。また振替休日でなく、代休制とする（一部施設に代休制でないものあり）。

❷天下り人事については原則的に反対し、内部登用を強化する。

❸単組執行部改選にあたっては、少くとも二～三年の在席は必要（組織の弱体につながるのでは）。

❹看護婦については、当直勤務を免除されたい（休日採血等より考慮し）……。

### □第二日目□

午前八時三十分より中央委員会が開催された。開会宣言、資格審査、成立確認に続いて議長団の選出に移り、議長に菊地美千夫氏（芳賀日赤第二B）、副議長に関米氏（八戸日赤第一B）、書記に長崎秀司氏（大津日赤第四B）を選出し議事に入った。初めに川出中央執行委員長の挨拶があり、続いて去る四月組合を結成、新労に加盟し、今回初めて中央委員会に出席された飯山日赤の金井執行委員長及び、小山、清水両氏の挨拶があり、万場の拍手をもって迎えられた。

この後、各部報告が行なわれ組織、教宣、調査の各部長がそれぞれの経過を報告した。更に一般経過報告に入り、第二回中央委員会以後の詳細に渡っての経過が書記長より報告された。また前日開かれた賃金委員会での報告が調査部長よりなされ、五十七年度の取組み事項として、初任給基準の設定を決定した旨の報告が行なわれた後に質疑に入り、種々の熱のこもった討議の後承認された。

報告事項終了後引続き審議に入った。概要は次のとおり。

**＜審議事項＞**

❶56ベースアップについて

本部より先に実施された本社集会を含めての、これまでの概況説明が行なわれ、本社側より提出されていた、五十六年度給与改善案（送付すみ）についても、内容説明と意見を求め、種々活発な意見が交された結果、条件つきで本社案で妥結を決めた。

❷年末手当について。

審議を重ねた結果、次のとおり決定された。

新労として統一要求とする。

統一要求額、37割＋一律五万円。

要求提出日を十一月五日とする。

❸その他

日赤旅費規程の改正以来、現在も施設長にのみ支給されているグリーン料金の支給についても、経費節減を念する以上、その支給も当然廃止されるべきであるとの提案に基づき、審議された結果、全員一致にて五十七年度要求事項とすることに決定した。

## 実野氏を迎へ 幹部研修会開く

## 労基法中心に熱心に受講

各部会終了後、午後三時より五時にかけて幹部研修会が開講を迎え、労基法を中心とした組合活動上密接な問題に焦点を絞った講義が行なわれ、質議にも熱が入り、時間の経過が惜しまれる程であった。主なる内容は次のとおり。

（テーマ）

「監督行政の強化と労基法の解釈」「日常の組合活動と職場秩序」

—労働法実務の視点（教材）—

一、労働法体系→労働者保護

○労基法…「最低基準」「強行規定」、○労働組合、活動……労働組合法○行政、司法機関

労働法関係——労働基準監督署。労組関係——労政事務所。不当労働行為救済及び争議調停→地方、中央労働委員会。行政訴訟及び民事訴訟→地方、高等、最高裁判所。労使「良識」が最大準則である。

二、就業規則—労働条件、服務規律。就業規則の変更権は使用者にある（労働者の意見聴取）。労働条件一方的切り下げは不可。

三、労働時間、時間短縮。

○休憩時間—一せい休憩の原則、自由利用の原則（政治活動、組合活動の容認）○時間外労働—三六協定（個別労働者は残業義務なし）、○長時間労働の排除、八時間労働制の特例の廃止六〇年度完全実施。

四、年次有給休暇。

一年間継続勤務、全労働日の八割以上出勤。義務の正常な運営を阻害—時季変更権あり。利用目的は自由（一斉休暇戦術は不可）、繰り越しは好ましくない。買い上げは認められず。

五、組合活動

○就業時間中の組合活動は制限される。—団体交渉、労使協議—就業規則で事業場内の政治活動は禁止できる。便宜供与—掲示板等。施設内のビラ配布—協約に規定場所（構内、構外）、内容（事実表現）、手続（事前届出）、時間（就業時間）。

六、不当労働行為

不利益取扱、団交拒否、支配介入、差別待遇意思の存否、管理者の情報収集は許される。

熱心に受講する参加者のみなさん

# 本社前大集会を決行

## 新労傘下 組合員二百数十名が 整然と集会デモ交渉など行う

整然と決行された本社前集会

昭和五十六年九月四日、日赤本社前庭は全国各単組組合員に満ち溢れた。この日、日赤新労の本社集会が決行された。低くたちこめた雲間より、今にも雨つぶがふりそそぎそうな天気であったが、定刻の午後一時には全国各ブロックからの参加者が列車で、あるいはバスを貸り切り、続々と参集し、予定の二百名を大幅に超え、二百五十名近くの組合員の熱気に満ち溢れた大集会となった。

二時三十分の集会開会宣言の後、本部川出中央執行委員長の力溢るる挨拶が行なわれ、続いて本部 畠野 教宣部 長の挨拶の後、各ブロック教宣委員を代表し、鳥取日赤の川島教宣委員が声を大にして決意を込め力強い挨拶を行なった。更にこの後、日赤新労歌の合唱、「天下り反対」、「定年制廃止」等を含む七項目のシュプレヒコールを全員で波状的に繰り返し、労働歌の大合唱、休憩後再度シュプレヒコールを唱えながら本社前庭を行進した。

つづいて午後三時三十分より当日参加の中央委員、単組代表者及び本部執行部一丸となった本社との集団交渉を行ない、この中でいまだに実施をみていない四週五休制について、本社の考えをただしたが、本社は追求に返答を窮し、休憩をとった後、新労に対し早い機会にこの件についての本社案を提示することを約束した。

五時に交渉を打ち切り、待機中の組合員への交渉結果報告後、再度全員が前庭に集合、新労歌合唱、シュプレヒコールに続き、最後に全員が力を込めて声高らかに労働歌を合唱の後、本集会の幕を閉じた。

今回の集会を通じ、各組合員の決意と結束を再確認し、大変意義のある集会であったと確信する。

## 鳥取赤十字病院職員組合 結成二十周年を祝う

### 来賓 組合員 二百余名が参加して 新たな団結と組織強化誓う

去る七月十八日、鳥取赤十字病院職員組合において、組合結成二十周年記念式典が、二〇〇余名の組合員及び、中央執行委員長を始めとする来賓の出席を仰ぎ、盛大に開催された。結成以来の組合活動を振り返り、改めて組合の意義を認識すると共に、今後一層の団結と組織の強化を確認した。

### 組合結成を返りみて

鳥取日赤職組書記長　川島　環

永い間に培かわれた、日赤のたいわゆる「博愛精神」なるものと、経営者の独善、独裁に対して労働者としての反発が、いつの頃からか怒りとなり、これらの独善、独裁を排除し、労働条件の改善を図ろうという声が、一部職員の間で組合結成への動きとなって現われたのであるが、卑劣な経営者の切り崩しにあって、実現することが出来なかった。

その後、こうした不満をかもしながらも、これといった指導者の無いまま、日赤病院のもつ特殊性と、山陰の地方的消極性とでもいうべき事なかれ主義が、一挙に組合結成に持って行くまでに到らず、いたずらに時を過ごしたのである。

しかし、一般社会情勢から見て、赤十字人といえども人間であり、「白衣の天使」や「博愛精神」とかいう美名だけでは、社会から置去りにされてしまうことは必然である。今こそ我われは団結して、労働者としての権利と義務を確立し、ますます強化される経営者の独善、独裁に対処しなければならないとの声が再燃してきたのであるが、前述のような地方的消極性から、労働組合の形成を持たず、「労使協議会」的なものから出発し、漸次労働組合に移行するという、今から考えれば誠に幼稚というのか、穏健な意図のもとに準備を進めたのである。

時に昭和三十六年十一月。ところが、同年十一月二十日、全国でも珍らしいといわれた、診療部長全員を含めた医師のみによる「鳥取赤十字病院医師組合」が突然誕生した。そこで、我われ一般職員としては、病院運営の正常化と、労働者としての権利を守るため、決然として組合結成に踏み切るべく同年十二月十三日、第一回組合結成準備委員会の開催を皮切りに、以後数次に渡る委員会を重ね、あらゆる困難を克服し、遂に昭和三十七年二月十日、数名の未加入者を残して「鳥取赤十字病院職員組合」は結成されたのである。

しかしながら、単組の自主性を守るため、当分の間、上部団体への加盟はしないという決議も、その後の活動の上に「本社」という大きな壁にぶつかることが多く、正常な発展は望めないと痛感し、昭和三十九年四月十九日をもって、「日赤新労」に加盟したのである。上部団体加盟と同時に同年六月十八日、夏期手当要求でスト権を確立、施設に対し、組合の団結と力を認識させたのである。

その後、昭和四十六年、不幸な事件（保健医療機関停止により、経営状態が非常に悪化したが、組合員の協調と努力によって危機を脱し、現在に到っている。第二臨調の答申に見られるように、今後予想される厳しい情勢の中で、施設は勿論、組合がどのように進んで行くか、組合員としての意識、団結は当然のこと、二十周年を期に全組合員が知恵を出し合って、八〇年代を乗り切って行かなければならない。

盛大に20周年記念祝賀会が

## 名二日赤 納涼盆踊り大会を開く

去る八月二十一日（金）、組合主催、互助会及び、病院協賛による盆踊り大会が催されました。組合行事の一つとして恒例となり、年々盛大になっています。今年も一ヵ月以上も前から、実行委員の方々が、成功させようと頑張っていました。

そのかいあって、天気にも恵まれ、花火の音と共に始まり、まずは食欲からというのか、みんな、いか焼き、串カツ、おでん、とうもろこし、ポップコーン、ビール、かき氷等の夜店に群がり、ある夜店では、一時間程で売り切れとなる所も出ました。

その頃になると、やぐらの回りにも、たくさんの人が集まり、タイコの音も一段と夜空に響き、踊りの輪は二重、三重と広がりました。郡上音頭、炭坑節、東京音頭が次々とかかり、そろそろ時間も終りに近づき、曲も終りになって、閉会へともって行こうとしましたが、熱気がさめやらず、アンコールが二～三回続き、やっと閉会となりました。

今年も組合員、町内の人、患者さん等にも喜ばれて終ること会となりました。実行委員の皆が出来、大変たのしい盆踊り大さんご苦労様でした。

夜店が大繁昌でした

## 知って楽しい言葉のルーツ

「足を洗う」――悪事から抜け出してまじめな生活に入ることをいいます。ヤクザ映画などでおなじみのことばです。

ところが、この「足を洗う」といういい方は、「仏教を語源」としているのです。昔、インドの僧は、終日、ハダシで街中を托鉢して歩かねばならなかったのです。そのため、寺に帰るときは、足はドロだらけ。この汚れた足を洗い清め、心身ともに清浄になることが一日の日課の終りだったのです。

こんな荘厳な宗教的行為がいつのまにか、悪事から抜け出すという意味に転化したのもおかしなものです。

現在では、単に商売を替えるときにも、心機一転をするといったような意味で「足を洗って出直す」といったりしているようです。